

官 印 省 略  
20230327 近畿第 10 号  
令和 5 年 4 月 1 日

檀原市長 亀田 忠彦 殿

近畿経済産業局長 伊吹 英明

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 15 日をもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第 3 項の規定に基づき同意する。

## 橿原市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

橿原市の人口は、119,985人であり、そのうち年少人口（0～14歳）は13,977人（11.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は70,990人（59.2%）、老年人口（65歳以上）は35,018人（29.2%）となっている（令和5年1月1日現在）。

産業構造としては、就業者数は第三次産業が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業と続く。細かく見ると、第三次産業の医療・福祉、同じく第三次産業の卸売業・小売業、第二次産業の製造業が上位3傑である（令和2年国勢調査）。事業所数で見ると、卸売・小売業が最も多く、宿泊業・飲食サービス業、不動産業・物品賃貸業と続く（平成28年経済センサス）。

中小企業者の実態は、業種による大きな違いはなく、設備投資は持ち直しているところはあるものの、小規模事業所においては特に厳しい状態が続いており、設備投資を控える事業者が多いのが現状である。

#### (2) 目標

小規模事業所だけでなく、より多くの事業者の設備投資の導入を促進する。  
年間10件の計画認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

より多くの事業者の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、雇用拡大等の観点から、市内に所在する自己の事業所等（従業員等が常駐するものに限る。）の敷地内に設置された設備を対象とし、それ以外の設備（土地に自立して設置されたものや従業員等が常駐しない事業所等の敷地内に設置されたものなど）については対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

より多くの事業者の設備投資を促進するため、橿原市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

より多くの事業者の設備投資を促進するため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組としないこと

公序良俗に反する取組としないこと

反社会的勢力との関係が認められないこと

健全な地域経済の発展に配慮すること

地域の周辺環境に配慮すること

本市に納付すべき市税が納められ、滞納がないこと

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。